

令和3年度
住むなら北九州 定住・移住推進事業
(定住・移住促進支援メニュー)
補助申請要領

【本事業に関する問合せ窓口・書類の提出先】

名称：北九州市住宅供給公社 事業企画課

住所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 (AIMビル4階)

電話：093-531-3083

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

ホームページ：住むなら北九州 定住・移住推進事業のページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0052.html

【注意事項】

- 1 募集期間・募集戸数等は、本市のホームページ（上記アドレス）でお知らせしますので、補助金交付対象者認定申請（手続1）前に必ずご確認ください。
- 2 補助金交付申請（手続2）の提出期限は、転入又は転居後3ヶ月以内です。
- 3 補助金請求（手続3）の提出期限は、以下のいずれかとなります。
 - ア 令和3年度に（手続2）を行う場合・・・令和4年4月8日（金）（必着）
 - イ 令和4年度以降に（手続2）を行う場合・・・（手続2）を行う年度中
- 4 提出書類は必ず控えのコピーをとり、お手元に保管してください。
- 5 書類の提出方法は、窓口に持参又は郵送のみとします。
- 6 国土交通省の「すまい給付金」等、国や地方公共団体が行う本制度と同様の目的の補助制度との併用はできません。

目 次

| | | |
|---|---------------------------|-------|
| 1 | はじめに | |
| | (1) 制度の概要 | 2 |
| | (2) 手続の流れ | 2 |
| 2 | 補助申請の要件 | |
| | (1) 対象者について | 3 |
| | (2) 対象住宅について | 4 |
| | (3) 補助金額について | 5 |
| 3 | 申請の手続 | |
| | (1) 補助金交付対象者認定申請について(手続1) | 6 |
| | (2) 補助金交付対象者認定申請の事前登録について | 7 |
| | (3) 補助金交付申請について(手続2) | 8 |
| | (4) 補助金請求について(手続3) | 10 |
| | (5) その他 | 10 |
| 4 | Q&A集 | 11 |
| 5 | 街なかの区域について | 13~18 |

1. はじめに

(1) 制度の概要

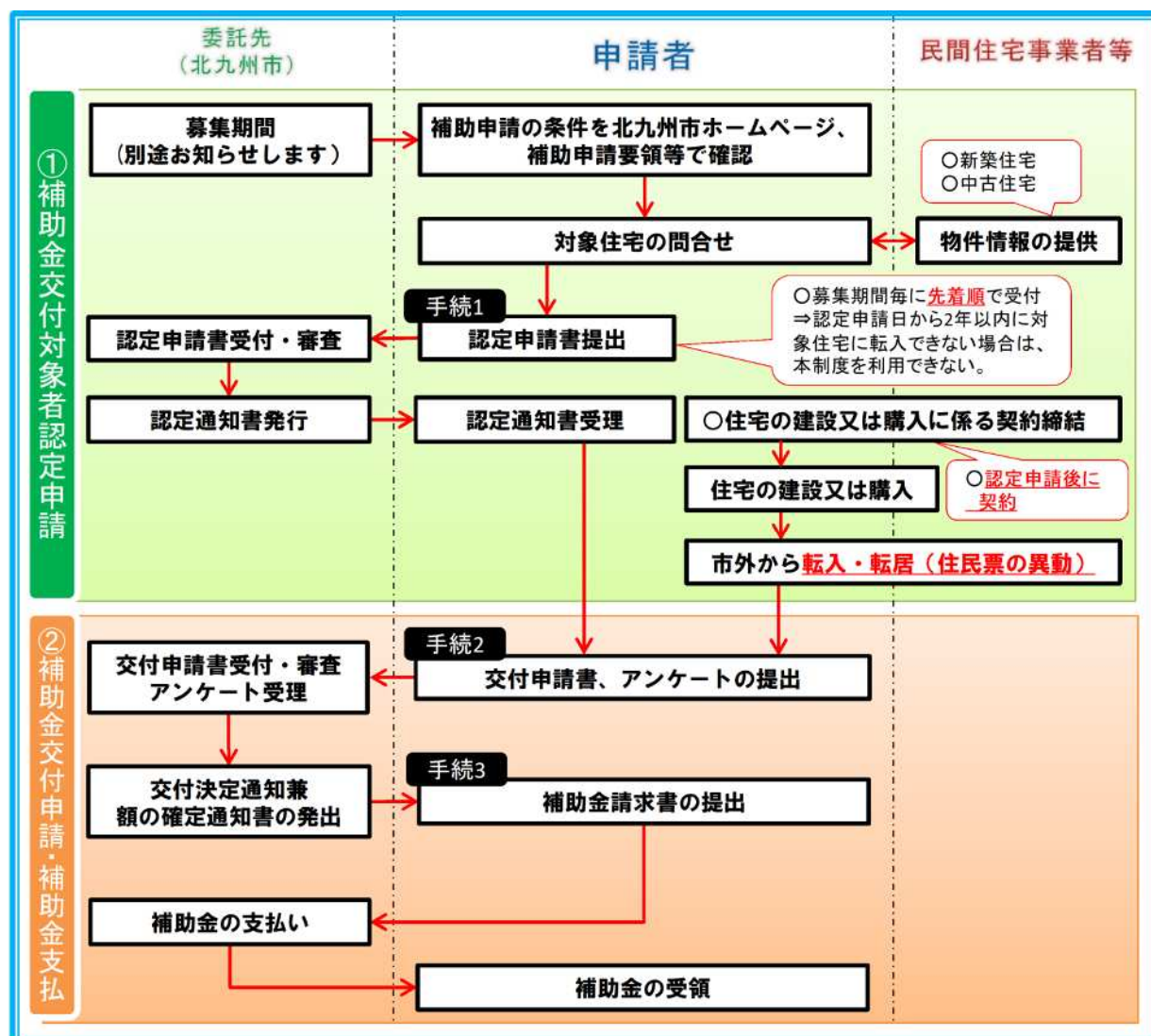
北九州市では、市外からの転入世帯や市内に居住する世帯で、新たに住宅を取得する方を応援するため、「住むなら北九州 定住・移住推進事業（定住・移住促進支援メニュー）」を実施しています。

この制度は、一定の要件を満たす市内の良質な住宅を取得する方に対し、住宅の建設や購入に係る費用の一部を補助するものです。

(2) 手続の流れ

本事業の手続の流れは以下の通りです。本事業を申請しようとする方（以下「申請者」といいます）は、「手続1～3」と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。

申請者は、住宅の建設又は購入の契約締結前に、まず補助金交付対象者認定申請（手続1）を行ってください。補助金交付申請（手続2）、及び補助金請求（手続3）は、建設又は購入が完了し、住民票を異動した後に行ってください。



【重要】

申請者は、住宅の建設又は購入の契約締結前に必ず補助金交付対象者認定申請（手続1）を行う必要があります。契約後に本事業の申請をすることはできませんのでご注意ください。ただし、事前登録することで、契約締結後に認定申請書を提出することができます。

2 補助申請の要件

(1) 対象者について

次の①～⑤をすべて満たす方が対象となります。なお、要件となる基準日は補助金交付対象者認定申請（以下「認定申請」といいます）日となります。

- ①自らの居住の用に供するため、良質な住宅^{*1}の建設又は購入（以下「良質な住宅の建設等」）を行う方。
- ②次のいずれかの要件（以下「申請区分」）に該当する方。
 - 1) 2人以上世帯
世帯人員2人以上の世帯^{*2}で、以下のア又はイのいずれかに該当する方。
 - 2) 50歳未満で同居近居
申請者が50歳未満で親と同居^{*3}又は近居^{*4}のために本市に転入^{*6}する世帯人員1人の世帯で、ア又はイのいずれかに該当する方。
 - 3) 50歳以上で自己実現
申請者が50歳以上で自己実現^{*5}のために本市に転入する世帯人員1人の世帯で、ア又はイのいずれかに該当する方。
 - 4) 39歳以下で市外勤務
申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の世帯^{*2}で、ウに該当する方。
ア 1年以上継続して市外に居住している方。
イ 市内に転入後2年以内の方で転入前1年以上継続して市外に居住していた方。
ウ 夫婦共又は夫婦どちらかが、市内に居住しかつ市外へ勤務^{*8}している方。
- ③転入又は転居^{*7}後、原則2年以上市内に居住することができる方。
- ④北九州市における市税の滞納がない方。
- ⑤暴力団又は暴力団員でない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方。

【重要】用語の定義は以下の通りです。

※1 良質な住宅

次ページの「(2) 対象住宅について」をご覧ください。

※2 世帯人員2人以上の世帯

住民票に記載された世帯員の人数が2人以上であることをいいます。

なお、認定申請時に世帯員の人数が1人であっても、3ヶ月以内に結婚予定の方で、婚姻により2人以上となる場合は、婚約証明書をご提出いただければ対象となります。

※3 同居

申請者が親と同一の対象住宅に居住することをいいます。

※4 近居

市内に親が居住しており、申請者が親と異なる対象住宅に居住することをいいます。

※5 自己実現

生涯学習、趣味、コミュニティ活動、起業、就職等を行うことをいいます。

※6 転入

申請者が北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

※7 転居

申請者が北九州市内から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。

※8 市外へ勤務

週の半分以上、市外に所在する事業所や事務所等に通勤していることをいいます。

(2) 対象住宅について

良質な住宅^{※1}のうち、街なかの区域（P.13～18を参照）内に所在する住宅が対象です。
なお、要件となる基準日は認定申請日となります。

⇒認定申請を行う前に、下記要件に該当する住宅であるか、民間住宅事業者や仲介を行う不動産事業者等に必ず確認するようにしてください。

【重要】用語の定義は以下の通りです。

※1 良質な住宅

1) 新築^{※a}の住宅の場合

次の（ア）に該当し、かつ（イ）～（オ）のいずれかに該当する住宅をいいます。

（ア）戸建て住宅にあっては敷地面積が130㎡以上（都市計画法に基づき指定されている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は180㎡以上）、マンションにあっては住戸専用面積が50㎡以上の住宅。

（イ）住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の交付を受け、次の表の左欄に掲げる評価項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める等級等のいずれかを満たしている住宅。

又は、同表の左欄に掲げる評価項目の2以上の評価項目（「その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」を除く）が、それぞれ同表の右欄に定める等級等の1等級下位の等級を満たしている住宅。

| 評価項目 | 等級等 |
|-----------------------------|-------|
| 高齢者等配慮対策等級 | 3以上 |
| 断熱等性能等級 | 4 |
| 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） | 2以上 |
| その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） | 免震建築物 |

（ウ）独立行政法人住宅金融支援機構が定める【フラット35】Sの技術基準に適合し、適合証明書の交付を受けている住宅。

（エ）建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価結果が「B+（よい）」以上である住宅。

（オ）長期優良住宅認定制度による長期優良住宅認定通知書の交付を受けている住宅。

※a：新築

建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものをいいます。

2) 既に建築された住宅の場合

(中古住宅で「1) 新築の住宅の場合」に該当するものを除く。)

次の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす住宅をいいます。

ただし、1)の(イ)～(オ)のいずれかに該当する場合は、(ウ)を満たしている住宅とみなします。

(ア) 戸建て住宅にあっては敷地面積が130㎡以上(都市計画法に基づき指定されている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は180㎡以上)、マンションにあっては住戸専用面積が50㎡以上の住宅。

(イ) 昭和56年6月1日以降に着工したものが、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅。

(ウ) 別に定めるインスペクション(住宅診断)^{※b}を実施している住宅。

※b：インスペクション(住宅診断)

中古住宅の現況調査で、次の(ア)～(エ)のいずれかを満たすものをいいます。

(ア) 国土交通省「長期優良住宅化リフォーム事業」におけるインスペクター講習団体の実施する講習を受講し、終了考査に合格した建築士又は建築施工管理技士が、「現況調査チェックシート」に基づき調査したもの。

(イ) 福岡県「住まいの健康診断」における「協力検査会社及び検査人」が、「検査内容」に基づき調査したもの。

(ウ) 建築士又は建築施工管理技士が、「既存住宅インスペクション・ガイドライン(国土交通省平成25年6月)」に基づき調査したもの。

(エ) 既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士(既存住宅状況調査技術者)が、「既存住宅状況調査方法基準」に基づき調査したもの。

(3) 補助金額について

補助金の交付額は、次のとおりです。

①通常

50万円を上限として、世帯人員1人当たり15万円を補助します。

ただし、2(1)②の「ア 1年以上継続して市外に居住している方」又は「イ 市内に転入後2年以内の方で転入前1年以上継続して市外に居住していた方」に該当する世帯は、ア又はイの要件を満たす方に限ります。

②割増

上記のア又はイに該当する世帯で、「申請者が39歳以下の2人以上の世帯で、市内に居住する親^{*}と同居又は近居する者の世帯」については、【同居近居割増】として世帯人員に1人を加えます。この場合は、交付額の上限を60万円とします。

ただし、この割増は「同居近居」の募集枠で認定を受けることが必要です。「同居近居」の募集については、本市ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

※【同居近居割増】の場合、親は1年以上継続して市内に居住している必要があります。

3 申請の手続

(1) 補助金交付対象者認定申請について（手続1）

申請者は、①～③に従って補助金交付対象者認定申請（以下「認定申請」といいます）を行ってください。

⇒認定申請は、住宅の建設又は購入の契約締結前に行ってください。

⇒ただし、住宅の建設又は購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。詳細については（2）をご覧ください。

①提出書類

本市ホームページから指定の様式をダウンロードし、必要書類を添えて提出してください。
なお、申請区分は2（1）②によります。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー
補助金交付対象者認定申請書類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー
補助要件チェックリスト
⇒補助要件に適合しているか確認してください。
- 3) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー
補助金交付対象者認定申請書【様式第19号】
⇒申請年月日は、各募集回に設定されている募集期間内の日付としてください。
- 4) 世帯全員の住民票の写し
(本籍の記載のないもの、続柄・世帯主欄は省略不可、コピー不可)
⇒転入又は転居前の居住地のものを提出してください。
- 5) 前住所地の世帯全員の住民票の除票等（コピー不可）
⇒本市以外の自治体に居住して1年未満又は本市に転入して2年以内の方は、1年以上継続して市外に居住している（いた）ことが確認できる書類を提出してください。
例) 住民票の除票、戸籍の附票 等
- 6) 母子手帳の写し
⇒申請区分が「2人以上世帯」（現在、市外居住の方）又は「39歳以下で市外勤務」で、子どもが胎児の場合は提出してください。
- 7) 婚約証明書【様式第5号】
⇒申請区分が「2人以上世帯」又は「39歳以下で市外勤務」で、婚姻により世帯人員2人以上となる場合は提出してください。
- 8) 市外に勤務していることを証する書類
⇒申請区分が「39歳以下で市外勤務」の場合は提出してください。
例) 勤務地が確認できる雇用証明書（夫婦どちらかで可） 等
- 9) 転入又は転居予定先の住宅の所在地（地名地番）、敷地面積（戸建ての場合）、部屋番号・住戸面積（マンションの場合）、建築年月日（着工年月日）が確認できる書類
⇒募集広告のチラシ等を提出してください。
⇒中古住宅の場合は、耐震基準を満たすことが必要です。補助金交付申請（手続2）で、確認できる書類の提出が必要となります。
- 10) 住むなら北九州 定住・移住推進事業に係る確認書
⇒申請区分が「50歳未満で同居近居」又は「50歳以上で自己実現」の場合は提出してください。
- 11) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー
補助金交付対象者認定申請 事前登録書の写し
⇒認定申請の事前登録を行っている場合は提出してください。本市の電子申請システム（ネット申請）で事前登録を行っている場合は必要ありません。

②募集期間

本市ホームページでお知らせしますので、認定申請前に必ずご確認ください。

③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市住宅供給公社 事業企画課

住 所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階

【重要】

- 1 認定申請は住宅の建設又は購入の契約締結前にしか行うことができません。
ただし、住宅の建設又は購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。
- 2 必ず補助申請の要件に該当することを事前に確認し、認定申請を行ってください。
補助金交付申請の際に、補助申請の要件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。
- 3 市内に転入又は転居後、2年未満で市外へ転出することが明らかな場合は、本制度を利用できません。
- 4 暴力団関係者は本制度を利用できません。
- 5 申請の手続で押印いただく申請者の印鑑は、認印で結構ですが、全て同じ印鑑を押印してください。（シャチハタ印は不可）
⇒押印した印鑑が分からなくなる場合がありますので、当初認定申請時には、申請書の控えをとっておくことをお勧めします。

(2) 補助金交付対象者認定申請の事前登録について

住宅の建設又は購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。

⇒住宅の建設又は購入の契約締結前に事前登録し、提出期限内に補助金交付対象者認定申請書が提出された場合は、認定申請が事前登録日に行われたものとします。

ただし、申請件数が募集件数に達した場合は、提出ができませんのでご注意ください。

①事前登録の方法

以下のいずれかの方法で事前登録してください。

【電子申請システム（ネット申請）の場合】

電子申請システム（ネット申請）の場合は、事前登録ページにアクセスし、入力フォームに必要な事項を入力の上、事前登録してください。

補助金交付対象者認定申請 事前登録ページ

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/sumukita>

【郵便、メール、FAXの場合】

郵便、メール、FAXの場合は、本市ホームページから事前登録の様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、以下の送付先に郵便、メール、FAXのいずれかで送付してください。

送付先：北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1

メール：toshi-juutakukeikaku@city.kitakyushu.lg.jp

F A X：093-582-2694

②認定申請書の提出期限

事前登録日から2週間以内です。（例：事前登録日が1日の場合、提出期限は15日）

ただし、事前登録日から2週間以内に、募集期間の末日を迎える場合は、当該末日までとします。（例：事前登録日が9月20日、募集期間の末日が9月30日の場合、提出期限は9月30日）

提出期限内に、（1）の手続1に従い、補助金交付対象者認定申請書を提出してください。

⇒認定申請日は、提出日ではなく事前登録日としてください。

【重要】

- 1 住宅の建設又は購入の契約締結前に事前登録することで、契約締結後に補助金交付対象者認定申請書を提出することができます。（事前登録日が認定申請日となります。）
- 2 事前登録して契約締結した場合、提出期限内（消印有効）に補助金交付対象者認定申請書を提出しなければ、事前登録は無効となります。
- 3 補助金交付対象者認定申請書を提出する際は、事前登録書の写しを提出してください。（本市の電子申請システムで事前登録を行う場合は必要ありません。）
- 4 募集開始前又は募集締め切り後の事前登録はできません。
- 5 事前登録は、補助金交付対象者の認定を約束するものではありません。
- 6 代理人（事業者等）が事前登録を行う場合は、必ず申請者本人の同意を得てください。申請者本人の同意がないことが判明した場合、事前登録は無効とします。
- 7 事前登録は、申請者一人につき1物件とします。複数物件の事前登録はできません。

（3）補助金交付申請について（手続2）

申請者は、①～③に従って補助金交付申請（以下「交付申請」といいます）を行ってください。

⇒認定申請から原則として2年以内（ただし、住宅の引渡しが認定申請から2年を超える場合は3年以内）に転入又は転居（住民票を異動）してください。

⇒交付申請は、転入又は転居後（住民票の異動後）3ヶ月以内に行ってください。

①提出書類

本市から送付した指定の様式に必要な書類を添えて提出してください。

なお、申請区分は2（1）②によります。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー
補助金交付申請書（兼実績報告書）類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー
補助金交付申請書（兼実績報告書）【様式第22号】
- 3) 世帯全員の住民票の写し
（本籍の記載のないもの、続柄・世帯主欄は省略不可、コピー不可）
⇒転入又は転居後の居住地のものを提出してください。
- 4) 親世帯の住民票の写し（続柄・世帯主欄は省略不可、コピー不可）
⇒申請区分が「2人以上世帯」（【同居近居割増】の認定者のみ）又は「50歳未満で同居近居」で、「近居」の場合は提出してください。
- 5) 戸籍謄本の写し（コピー不可）
⇒申請区分が「2人以上世帯」（【同居近居割増】の認定者のみ）又は「50歳未満で同居近居」の場合は提出してください。親世帯と同居し、住民票で親子関係を証明することができる場合は必要ありません。

- 6) 申請者の納税証明書「市税に滞納がないことの証明書」(コピー不可)
⇒転入又は転居後に発行されたものを提出してください。
⇒認定申請時に市内に居住していた方は必ず提出してください。過去に市内に居住履歴がない方は必要ありません。
- 7) 住宅の譲渡契約書又は建設工事請負契約書の写し
- 8) 土地の売買契約書の写し
⇒親族や個人所有の土地の場合などで契約書がない場合は、地主の承諾書、印鑑証明、登記簿等を提出してください。
- 9) 住宅の配置図(敷地面積と建物の配置がわかるもの)及び各階平面図
- 10) 住宅の竣工写真(建物全体がわかるもの)
- 11) 住宅の条件を証明するもの(新築住宅) ※次のいずれか
 - ・住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の写し
 - ・【フラット35】Sの適合証明書の写し
 - ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)の評価シートの写し(北九州市に届出済のもの)
 - ・長期優良住宅認定通知書の写し
- 12) 住宅の条件を証明するもの(中古住宅) ※次の全て
 - ・インスペクション(住宅診断)を行ったことが確認できる書類(報告書等)
⇒11)のいずれかの書類を提出する場合は必要ありません。
 - ・新耐震基準を満たす住宅であることが確認できる書類(確認済証、検査済証等)
⇒手順1で既に提出済みの場合は必要ありません。
- 13) 住むなら北九州 定住・移住推進事業に係る誓約書【様式第6号】
- 14) 住むなら北九州 定住・移住推進事業(定住・移住促進支援メニュー)に係るアンケート
- 15) 他の補助制度と併用しない旨の確認書

②提出期限

転入又は転居後(住民票の異動後)3ヶ月以内とします。

③提出方法

以下の提出先(窓口)に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市住宅供給公社 事業企画課

住 所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階

【重要】

- 1 交付申請は住宅の建設等が完了し、対象住宅へ住民票を異動した後にしか行うことができません。
- 2 補助金交付対象者認定通知を受けた方であっても、交付申請の際に、補助申請の条件に該当しないことが発覚した場合は、補助金を交付することができません。
- 3 申請の手続で押印いただく申請者の印鑑は、認印で結構ですが、全て同じ印鑑を押印してください。(シャチハタ印は不可)

(4) 補助金請求について（手続3）

申請者は、補助金交付決定通知書（兼額確定通知書）を受け取った後、①～③に従って補助金の請求手続きを行ってください。

①提出書類

本市から送付した指定の様式に必要な書類を添えて提出してください。

- 1) 住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー
補助金交付請求書類等チェックシート
- 2) 住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付請求書【様式第9号】
- 3) 北九州市会計規則による請求書兼領収書（雑用）

②提出期限

以下のいずれかとなります。

- ア 令和3年度に（手続2）を行う場合・・・令和4年4月8日（金）（必着）
- イ 令和4年度以降に（手続2）を行う場合・・・（手続2）を行う年度中

③提出方法

以下の提出先（窓口）に郵送又は持参してください。

提出先：北九州市建築都市局住宅計画課

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1（北九州市役所本庁舎14階）

【重要】

- 1 提出期限までに補助金の請求書を提出していただけない場合は、補助金を交付することができません。
- 2 申請の手続で押印いただく申請者の印鑑は、認印で結構ですが、全て同じ印鑑を押印してください。（シャチハタ印は不可）
- 3 手続1・2と提出先が異なりますのでご注意ください。

(5) その他

補助金を受領した後、①又は②に該当する場合は、各種手続きを行ってください。

①転入後2年未満で市外へ転出する場合

市内に転入してから2年未満で市外へ転出することが決まった場合、その時点で市窓口へご連絡ください。なお、転出理由によっては補助金を返還していただくこととなります。

②税法上の取扱い

住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニューに係る補助金は一時所得に該当します。所得税の確定申告又は市県民税の申告が必要になる場合がありますので、詳しくはお近くの税務署へお問合せください。

4 Q&A集

Q1 認定申請はいつまでにすればいいですか？

A1 住宅の建設又は購入の契約締結前に申請してください。

Q2 市内に転入してから認定申請はできますか？

A2 すでに市内に転入していても、転入後2年以内であり、転入前に市外に1年以上継続して居住していた方は申請できます。ただし、必ず、契約締結前に認定申請を行ってください。

Q3 市内に居住していても認定申請はできますか？

A3 39歳以下の世帯人員2人以上の世帯で、夫婦共又は夫婦どちらかが市内に居住、かつ市外へ勤務している方は申請できます。ただし、必ず、契約締結前に認定申請を行ってください。

Q4 認定申請をして認定通知を受けたら補助金は確実にもらえますか？

A4 認定申請は、補助金の交付対象者であることを認定するものであり、補助金の交付を確約するものではありません。また、交付申請の審査において、補助金の交付対象者でない又は対象住宅でないこと等が発覚した場合は、補助金の交付ができなくなります。

Q5 認定通知を受けた後に転入又は転居予定先の住宅が変更になった場合、交付申請することはできますか？

A5 変更した住宅が対象住宅の要件を満たしていれば、交付申請することは可能です。ただし、交付申請の前に、認定の変更手続きが必要となります。なお、補助金については、当初認定した対象となる世帯人員数に応じて算出した補助金額を上限として交付することとなります。

Q6 土地の取得(契約)を行っているが、建物の契約は行っていない場合、対象となりますか？

A6 認定申請をすることはできますが、必ず、住宅(建物)の契約締結前に認定申請を行ってください。

Q7 対象住宅に該当するかどうか調べてもらえますか？

A7 民間住宅事業者や仲介を行う不動産会社等に確認をしてください。

Q8 申請者又は対象住宅の要件に関する基準日はいつになりますか？

A8 認定申請日となります。

Q9 市外に1年以上居住とありますが、子どもが胎児や1歳未満の場合、本事業の対象となりますか？

A9 対象となります。

Q10 募集期間中に住宅の契約を締結する場合は対象となりますか？

A10 認定申請の日(申込書類を揃え提出し、受付が完了した日)以降であれば、募集期間中に契約を締結してもかまいません。

Q11 既に所有している住宅を建替える場合、補助の対象になりますか？

A11 対象者の要件及び建替え後の住宅が対象住宅の要件を満たしており、従前に当制度による補助を受けていない場合、補助の対象となります。

- Q 1 2 認定申請（手続き1）から交付申請（手続き2）の間に、物件の変更や分筆等によって住宅の所在地の地番に変更があった場合、交付申請は変更の前後どちらの地番で申請したらよいですか？
- A 1 2 変更後の地番で申請してください。なお、住宅の性能を証する書類等に記載された地番が変更前のものである場合、分筆等の履歴や現況を確認させていただくため、土地登記簿等の提出が必要になります。
- Q 1 3 認定申請（手続1）から交付申請（手続2）の間に、仮住まいなどで対象住宅でない住宅に転入又は転居した場合、補助の対象になりますか？
- A 1 3 交付申請時に要件を満たしていれば補助の対象になります。ただし、認定申請から交付申請の間に転入又は転居した住所の除票等の提出が必要になります。
- Q 1 4 住宅の建設又は購入が急遽決まった場合、契約締結前に認定申請の提出書類を揃えることができません。どうすればいいですか？
- A 1 4 契約締結前に事前登録することで、契約締結後に認定申請書を提出することができます。提出期限内に認定申請書を提出してください。
- Q 1 5 2人以上の世帯で【同居近居割増】の要件は満たしていますが、「同居近居」の募集枠で認定を受けないと、補助の割増しは受けられないのですか？
- A 1 5 「同居近居」は募集枠が決まっていますので、募集枠に達した場合は、通常の募集枠で認定申請いただくこととなります。

5 街なかの区域について

街なかの区域に含まれる町名は以下のとおりです。ただし、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づき指定されている市街化調整区域及び工業専用地域、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定されている土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は対象外とします。

【門司区】

| | | |
|-----------|------------|----------|
| 泉ヶ丘 | 下二十町 | 畑田町 |
| 稲積1～2丁目 | 下馬寄 | 浜町 |
| 梅ノ木町 | 社ノ木1～2丁目 | 羽山1丁目 |
| 老松町 | 庄司町 | 原町別院 |
| 大久保1～3丁目 | 白野江1～4丁目 | 東新町1～2丁目 |
| 大字大積 | 新開 | 東本町1～2丁目 |
| 花月園 | 新原町 | 東馬寄 |
| 風師1丁目 | 大里新町 | 東港町 |
| 春日町 | 大里戸ノ上1～3丁目 | 東門司1～2丁目 |
| 片上海岸 | 大里原町 | 光町1丁目 |
| 上本町 | 大里東1～4丁目 | 広石1丁目 |
| 上馬寄1～3丁目 | 大里東口 | 藤松1～3丁目 |
| 大字吉志 | 大里本町1～3丁目 | 不老町1～2丁目 |
| 吉志1～4丁目 | 大里桃山町 | 別院 |
| 吉志新町1～3丁目 | 高砂町 | 法師庵 |
| 旧門司1丁目 | 高田1～2丁目 | 本町 |
| 清滝1～5丁目 | 谷町1～2丁目 | 松原1～3丁目 |
| 清見1～4丁目 | 田野浦1～2丁目 | 丸山1～2丁目 |
| 葛葉1～3丁目 | 恒見町 | 丸山吉野町 |
| 大字黒川（※） | 長谷1～2丁目 | 緑ヶ丘 |
| 黒川西1、3丁目 | 中二十町 | 港町 |
| 黒川東1～2丁目 | 中町 | 南本町 |
| 黄金町 | 鳴竹1～2丁目 | 柳原町 |
| 小松町 | 西海岸1～3丁目 | 柳町1～4丁目 |
| 小森江2、3丁目 | 錦町 | 矢筈町 |
| 栄町 | 西新町1丁目 | |
| 寺内2丁目 | 大字畑 | |

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住宅計画課 電話：093-582-2592）
にお問い合わせください。

【小倉北区】

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 青葉1～2丁目 | 熊谷4～5丁目 | 高峰町 |
| 赤坂1、5丁目 | 熊本1～4丁目 | 豎林町 |
| 浅野1～3丁目 | 黒住町 | 豎町1～2丁目 |
| 朝日ヶ丘 | 黒原3丁目 | 田町 |
| 足原1～2丁目 | 黄金1～2丁目 | 常盤町 |
| 愛宕1～2丁目 | 米町1～2丁目 | 中井1～5丁目 |
| 足立1丁目 | 小文字1丁目 | 中井口 |
| 泉台1～3丁目 | 紺屋町 | 中井浜 |
| 板櫃町 | 菜園場1～2丁目 | 中島1～2丁目 |
| 井堀1～3丁目 | 堺町1～2丁目 | 中津口1～2丁目 |
| 今町1～2丁目 | 三郎丸1～3丁目 | 長浜町 |
| 鑄物師町 | 重住3丁目 | 西港町 |
| 魚町1～4丁目 | 篠崎1～2、5丁目 | 萩崎町 |
| 宇佐町1～2丁目 | 下到津1～5丁目 | 馬借1～3丁目 |
| 江南町 | 下富野1～5丁目 | 原町1～2丁目 |
| 大田町 | 城内 | 日明1～5丁目 |
| 大手町 | 城野団地 | 東篠崎1～3丁目 |
| 大畠1～3丁目 | 昭和町 | 東城野町 |
| 鍛冶町1～2丁目 | 白銀1～2丁目 | 東港1丁目 |
| 片野1～5丁目 | 白萩町 | 平松町 |
| 片野新町1～3丁目 | 神幸町 | 古船場町 |
| 金田1～3丁目 | 新高田1丁目 | 弁天町 |
| 上到津1～4丁目 | 親和町 | 真鶴1～2丁目 |
| 上富野1～5丁目 | 須賀町 | 緑ヶ丘1～3丁目 |
| 香春口1～2丁目 | 砂津1～3丁目 | 南丘1～2丁目 |
| 神岳1～2丁目 | 船頭町 | 三萩野1～3丁目 |
| 貴船町 | 船場町 | 都1～2丁目 |
| 木町1～4丁目 | 大門1～2丁目 | 室町1～3丁目 |
| 京町1～4丁目 | 高尾2丁目 | 明和町 |
| 清水1～4丁目 | 高浜1～2丁目 | 吉野町 |
| 霧ヶ丘1、3丁目 | 高坊1～2丁目 | 若富士町 |
| 金鶏町 | 高見台 | |

【小倉南区】

| | | |
|--------------|--------------|------------|
| 石田町 | 下南方1～2丁目 | 沼本町1～2、4丁目 |
| 石田南1、3丁目 | 城野1～4丁目 | 沼緑町1～5丁目 |
| 長行西1～5丁目 | 星和台1～2丁目 | 沼南町1～2丁目 |
| 長行東1～3丁目 | 大字高津尾 | 八幡町 |
| 上石田1～4丁目 | 高野1～4丁目 | 葉山町1～3丁目 |
| 上葛原1～2丁目 | 田原1～3丁目 | 春ヶ丘 |
| 上曾根3丁目 | 田原新町1～3丁目 | 東貫1～3丁目 |
| 上貫1～3丁目 | 津田1～4丁目 | 東水町 |
| 上吉田1～6丁目 | 津田新町1～4丁目 | 日の出町1～2丁目 |
| 蒲生1～5丁目 | 大字徳吉（※） | 富士見1～3丁目 |
| 企救丘1～6丁目 | 徳吉西1～3丁目 | 舞ヶ丘2～5丁目 |
| 北方1～5丁目 | 徳吉東1～2、4～5丁目 | 大字南方 |
| 朽網西1～2、4～6丁目 | 徳吉南1、3丁目 | 南方1～5丁目 |
| 朽網東1～3丁目 | 徳力1～7丁目 | 南若園町 |
| 葛原1、5丁目 | 徳力新町1～2丁目 | 守恒1～5丁目 |
| 葛原東1～5丁目 | 徳力団地 | 守恒本町1～3丁目 |
| 葛原本町1、4～6丁目 | 長尾1～2、4～6丁目 | 八重洲町 |
| 葛原元町1～2丁目 | 中曾根1～6丁目 | 山手1～3丁目 |
| 大字志井 | 中曾根東1丁目 | 湯川1、5丁目 |
| 志井1～6丁目 | 中貫1～2丁目 | 湯川新町1～4丁目 |
| 重住1～2丁目 | 中貫本町 | 大字横代 |
| 志徳1～2丁目 | 長野1～3丁目 | 横代北町1～5丁目 |
| 下石田1～3丁目 | 長野本町2丁目 | 横代東町1～3丁目 |
| 下城野1～3丁目 | 中吉田1～6丁目 | 横代南町2丁目 |
| 下曾根1～4丁目 | 西水町 | 大字吉田（※） |
| 下曾根新町 | 蜷田若園1～3丁目 | 若園1～5丁目 |
| 下貫1～4丁目 | 沼新町1～3丁目 | |

（※）一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口（北九州市住宅計画課 電話：093-582-2592）
にお問い合わせください。

【若松区】

| | | |
|-----------|-------------|------------|
| 青葉台西1～5丁目 | 向洋町 | 花野路1～3丁目 |
| 青葉台東1～2丁目 | 小敷ひびきの1～3丁目 | 浜町1～3丁目 |
| 青葉台南1～3丁目 | 桜町 | 大字払川 |
| 赤岩町 | 塩屋1～4丁目 | 原町 |
| 赤崎町 | 下原町 | 東小石町 |
| 赤島町 | 修多羅1～2丁目 | 東畑町 |
| 大字安瀬 | 高須北1～3丁目 | 東二島1～5丁目 |
| 今光1丁目 | 高須西1～2丁目 | ひびきの |
| 栄盛川町 | 高須東1～4丁目 | ひびきの北 |
| 老松1～2丁目 | 高須南1～4丁目 | ひびきの南1～2丁目 |
| 大井戸町 | 棚田町 | 深町1～2丁目 |
| 大字大鳥居 | 童子丸1～2丁目 | 藤ノ木1～3丁目 |
| 片山1～3丁目 | 大字頓田 | 二島1～6丁目 |
| 上原町 | 中川町 | 古前1丁目 |
| 鴨生田1～4丁目 | 波打町 | 本町1～3丁目 |
| 北浜1丁目 | 西小石町 | 南二島1丁目 |
| 響南町 | 西園町 | 宮丸1～2丁目 |
| くきのうみ中央 | 西天神町 | 用勺町 |
| 久岐の浜 | 白山1～2丁目 | 和田町 |
| 大字小石 | 大字畠田(※) | |
| 小石本村町 | 畠田1～3丁目 | |

(※) 一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口(北九州市住宅計画課 電話:093-582-2592)にお問い合わせください。

【八幡東区】

| | | |
|----------|-----------|----------|
| 荒生田1～3丁目 | 清田1～2丁目 | 中畑1丁目 |
| 石坪町 | 山路松尾町 | 西本町1～4丁目 |
| 祝町1～2丁目 | 山王1～2丁目 | 八王寺町 |
| 枝光1～2丁目 | 昭和1～3丁目 | 春の町1～5丁目 |
| 枝光本町 | 白川町 | 東田1～4丁目 |
| 大蔵1丁目 | 諏訪1丁目 | 日の出1丁目 |
| 尾倉1～3丁目 | 高見1～2、4丁目 | 平野1～3丁目 |
| 上本町1～2丁目 | 竹下町 | 前田1～3丁目 |
| 川淵町 | 茶屋町 | 松尾町 |
| 祇園1～4丁目 | 中央1～3丁目 | 宮の町1～2丁目 |
| 祇園原町 | 槻田2丁目 | 桃園1～4丁目 |

【八幡西区】

| | | |
|------------|-----------|------------|
| 相生町 | 光明1～2丁目 | 野面1～2丁目 |
| 青山1～3丁目 | 小鷺田町 | 則松1～7丁目 |
| 浅川町 | 小嶺1～3丁目 | 則松東1～2丁目 |
| 大字浅川(※) | 小嶺台1～4丁目 | 萩原1～3丁目 |
| 浅川1～2丁目 | 大字木屋瀬 | 馬場山 |
| 浅川学園台1～4丁目 | 木屋瀬1～5丁目 | 馬場山西 |
| 浅川台1～2丁目 | 木屋瀬東1～4丁目 | 馬場山東1～3丁目 |
| 浅川日の峯1～2丁目 | 大字金剛 | 馬場山緑 |
| 大字穴生 | 金剛1～3丁目 | 東石坂町 |
| 穴生1～4丁目 | 幸神1～4丁目 | 東王子町 |
| 池田1～3丁目 | 桜ヶ丘町 | 東折尾町 |
| 石坂1～3丁目 | 大字笹田 | 東神原町 |
| 泉ヶ浦1、3丁目 | さつき台1～2丁目 | 東鳴水1～3丁目 |
| 医生ヶ丘 | 里中1～3丁目 | 東浜町 |
| 市瀬1～2丁目 | 三ヶ森1～4丁目 | 東曲里町 |
| 岩崎2～4丁目 | 下上津役1～4丁目 | 引野1～3丁目 |
| 上の原1～4丁目 | 下上津役元町 | 藤田1～4丁目 |
| 永犬丸1～5丁目 | 下畑町 | 藤原1～4丁目 |
| 永犬丸西町2～3丁目 | 自由ヶ丘 | 船越1～3丁目 |
| 永犬丸東町1～3丁目 | 松寿山1～3丁目 | 舟町 |
| 永犬丸南町1～5丁目 | 陣原1～5丁目 | 別所町 |
| 大浦1～3丁目 | 陣山1～3丁目 | 北筑1～3丁目 |
| 大平1～3丁目 | 菅原町 | 星ヶ丘1～7丁目 |
| 大平台 | 瀬板1丁目～2丁目 | 堀川町 |
| 岡田町 | 星和町 | 大字本城 |
| 沖田1～5丁目 | 大膳1～2丁目 | 本城1～5丁目 |
| 御開1～5丁目 | 高江1～5丁目 | 本城学研台1～3丁目 |
| 折尾1～5丁目 | 鷹の巣1～3丁目 | 本城東1～6丁目 |
| 春日台1～6丁目 | 竹末1～2丁目 | 町上津役西1～4丁目 |
| 香月中央1～3丁目 | 田町1～2丁目 | 町上津役東1～3丁目 |
| 香月西1～4丁目 | 茶売町 | 的場町 |
| 上上津役1～5丁目 | 茶屋の原1～3丁目 | 真名子1～2丁目 |
| 岸の浦1～2丁目 | 千代1～5丁目 | 丸尾町 |
| 北鷹見町 | 千代ヶ崎1～3丁目 | 光貞台1～3丁目 |
| 吉祥寺町 | 筒井町 | 南王子町 |
| 貴船台 | 鉄王1～2丁目 | 南鷹見町 |
| 楠北1～3丁目 | 鉄竜1～2丁目 | 南八千代町 |
| 楠木1～2丁目 | 東筑1～2丁目 | 美原町 |
| 大字楠橋 | 塔野1、3丁目 | 椋枝1～2丁目 |
| 楠橋下方1～3丁目 | 友田1～3丁目 | 森下町 |
| 楠橋西1～2丁目 | 長崎町 | 屋敷1丁目 |
| 楠橋東2丁目 | 中須1～2丁目 | 八千代町 |
| 楠橋南1～3丁目 | 中の原1～3丁目 | 八枝1～5丁目 |
| 熊手1～3丁目 | 西王子町 | 山寺町 |
| 熊西1～2丁目 | 西折尾町 | 夕原町 |
| 黒崎1～5丁目 | 西神原町 | 養福寺町 |
| 黒崎城石 | 西鳴水1丁目 | 力丸町 |
| 皇后崎町 | 西曲里町 | 若葉1～3丁目 |
| 紅梅1～3丁目 | 大字野面 | 割子川1～2丁目 |

(※) 一部街なかの区域に含まれない場所がある町名です。

認定申請前に必ず市窓口(北九州市住宅計画課 電話:093-582-2592)にお問い合わせください。

【戸畑区】

| | | |
|---------|----------|----------|
| 旭町 | 正津町 | 初音町 |
| 浅生1～3丁目 | 新池1～3丁目 | 東大谷1、3丁目 |
| 一枝1～3丁目 | 新川町 | 東鞆ヶ谷町 |
| 沖台1～2丁目 | 菅原1～4丁目 | 福柳木1～2丁目 |
| 川代2丁目 | 仙水町 | 牧山1丁目 |
| 観音寺町 | 千防1～3丁目 | 牧山海岸 |
| 北鳥旗町 | 高峰1丁目 | 牧山新町 |
| 銀座1～2丁目 | 土取町 | 丸町1丁目 |
| 小芝1～3丁目 | 天神1～2丁目 | 南鳥旗町 |
| 幸町 | 天籟寺1～2丁目 | 明治町 |
| 境川1～2丁目 | 中原西1～3丁目 | 元宮町 |
| 沢見1～2丁目 | 中原東1～4丁目 | 夜宮1～3丁目 |
| 三六町 | 中本町 | |
| 汐井町 | 西鞆ヶ谷町 | |